

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日(金) 午後1時30分から午後3時20分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 久保弘之
係長 清水信吾
主任 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

事務局	定例農業委員会の前に、事務局より報告がございます。
	<p>今月の中旬に各委員さん宛てに「固定資産税の課税誤り」についての通知を郵送しました。こちらの内容といたしましては、昨年度、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りにおいて、農地所有者が所有する全農地を新たにまとめて、農地中間管理機構に長期に貸し付けた際、固定資産税の課税標準額が2分の1に軽減される特例措置の要件を、事務局の方で誤認をいたしまして、市税務課の方に誤った情報を伝えてしまいました。そのことから令和7年度の課税分におきまして、対象とならない方に、軽減措置を講じてしまうこととなってしまいました。対象者の方は 名で、追加で付加するべき額の総額につきましては、 円となっております。今後このようなことが起こらないように、事務のマニュアル化と、チェック体制の強化等を取り組みまして、再発防止に努めてまいります。</p> <p>各委員の皆様にご迷惑をお掛けしたこと、お詫び申し上げます。</p>
議長	ただ今から、7月定例農業委員会を開会いたします。
	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 増田一幸委員、6番 漆原利征委員のご両人をお願いします。
(議案第1号)	なお、本委員会への欠席通知は戸井田推進委員より出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	まず初めに、議案書の訂正があります。受付番号227号の案件ですが申請内容に不備があったため、今月の審査は保留といたします。
	今月の審査につきましては225号と226号、2件の案件の審査をお願いいたします。
	受付番号225号ですが、譲渡人は相続で取得したものの、耕作が難しいことから譲受人へ売買を行うものです。譲受人は、先月の定例会にて、農地法5条で住宅の申請を行い審査しました。今回、この5条の申請地に隣接する農地が、本申請地になっています。申請事由は自家消費野菜作付であり、問題ないと思われま。
	受付番号226号ですが、譲渡人は高齢で耕作が難しいことから譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から約50mに位置しています。申請事由は農業経営拡張のため、問題ないと思われま。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して

	いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6 番	受付番号 225 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
2 番	受付番号 226 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし） 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成 の委員は「起立」願います。 （起立全員） 起立全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第 2 号)	引き続き、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告 をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明 いたします。 受付番号 221 号は太陽光発電施設を設けるものです。 譲受人は、管理可能な範囲での事業用地の開拓を進めていたところ、 申請地は十分な敷地で、近くに電柱もあり、管理用車両の通行が可能 であることから、申請を行うものです。

農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号228号・229号・230号・232号・234号・237号は同一の譲受人の事業ですので、一括で説明いたします。
受付番号228号・229号・230号・232号・234号・237号は、太陽光発電施設を設けるものです。
申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量の点、既存電柱を活用し節約できる点、整地費用が安価である点、等の条件に合うことから、本申請を行うものです。
農地の区分につきましては、各号ともに、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号231号は、福祉施設を設けるものです。
申請地周辺には福祉・医療的ケア等を行える施設がないことから、かねてより福祉施設の要望がありました。これを受け、土地を探したところ、地権者から寄付を受けることができるようになったため、本申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号233号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、将来を考え住宅の建築を計画しました。妻の実家のある市内の土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請をするものです。
農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号235号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市内のアパートに居住していますが、子供が大きくなり手狭になってきたため、実家のある岩瀬地区で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請するものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。
受付番号236号は、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は、市外で主に建築業や太陽光発電事業を行っています。今般、接道が確保でき、付近に送電設備があり、土地購入価格が事業予算内であること等の条件が合う本申請地を見つけたため、申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号238号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市内のアパートに居住していますが、子供が大きくなり手狭になってきたため、親戚が住んでいる手子林地区で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請するものです。
農地の区分については、東武鉄道南羽生駅から1kmの範囲内に位置

	<p>する農地で、「第2種農地」と判断しました。</p> <p>受付番号239号は自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲渡人は相続で住宅とその土地を取得しました。しかし利用予定がないため売却を検討し、土地を調べたところ、住宅用地の一部が農地であることが分かりました。さらに調べたところ、都市計画の線引きが行われる以前から既に宅地として利用していることが分かったため、現状の利用形態に合わせるため申請をするものです。</p> <p>申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。青地での転用は原則として不許可相当ではありますが、都市計画法の市街化区域と市街化調整区域が線引きされた、昭和45年8月25日以前から宅地等の利用が当時の航空写真等で確認できれば、「追認」という形で転用の許可を行うということになっています。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
10番	<p>受付番号221号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>次に誓約書を朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
1番	<p>受付番号228号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 <p>続きまして、受付番号229号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>

	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
3 番	受付番号 230 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による事業計画書が添付されていますので朗読いたします。
	太陽光発電事業について、供給する再生可能エネルギー由来の電気が不足している中で、条件の良い土地が見つかったことで、申請に至ったものです。
	続きまして、受付番号 232 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による事業計画書が添付されていますので朗読いたします。
	太陽光発電事業について、供給する再生可能エネルギー由来の電気が不足している中で、条件の良い土地が見つかったことで、申請に至ったものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
6 番	受付番号 231 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	平成 17 年 4 月 15 日、 を設立し、当初 障害者対象のパソコン教室の依頼を受け、福祉有償移送サービスを 運営していました。羽生市でも医療ケアの要望があり、障害福祉課と 相談してきて、下新田地区には福祉避難所がないので、避難型の施設 建設、また、医療ケアを行える施設がないので重度障害者を対象とした 施設を、という意見をいただき、市街化区域を含めて検討したところ 寄付という形で土地の提供もあり、申請を行うものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
2 番	受付番号 233 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。

	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の賃貸住宅に妻と暮らしておりますが、勤務先は羽生市にあり、将来を考え専用住宅の建設を考えました。妻の実家も羽生市にあるので、介護等を考え、実家近くの市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。
	近隣にも保育園、小学校もあり、将来、何かと便利なところと考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
8 番	受付番号 2 3 4 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	続きまして、受付番号 2 3 5 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市内の賃貸住宅に妻と子どもと暮らしておりますが、子どもが大きくなり、現在の住まいが手狭になり、専用住宅の建設を考えました。私も妻もともに実家が岩瀬にあり、子どもを岩瀬小学校に通わせるため、岩瀬周辺の市街化区域で探しましたが、条件に合うものが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。岩瀬小学校の学区内であり、実家も近く、将来、何かと便利なところと考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
5 番	受付番号 2 3 6 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。

	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	続きまして、受付番号237号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
11番	受付番号238号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外で妻と子どもと暮らしておりますが、子どもが大きくなり、現在の住まいが手狭になり、建替を考えました。妻の親戚が住んでいる地区周辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つけ申請を行うものです。なお、分筆した残地部分につきましては家庭菜園としての利用を考えています。
	続きまして、受付番号239号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	昭和45年以前から宅地として利用していたため、非農地として宅地に変更させていただければと思います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
6番	221号の太陽光の案件で、面積が広いですが、全て太陽光になるのでしょうか。
事務局	全て太陽光になるものです。その他の申請案件については、同一の企業による申請ですが、それぞれ、とびとびの土地となっております。
6番	土地の取引価格は坪当たり、いくらぐらいでしょうか。
事務局	おおよそにはなりますが、坪当たり4,000円前後になります。業者によって、予算もあると思うので、金額は変わってきます。
6番	地域でも太陽光の話は出てきていますが、土地がまとまらないと申請できないのでしょうか。それとも、反対の人の土地を除いて申請できるのでしょうか。

事務局	土地を売りたい人のみで、反対の人の土地を除いて申請があがる場合もあります。会社の方針によって、高電圧、低電圧が異なるので、それにより、適切な面積が異なってきます。
3番	232号で地上権設定というものがありますが、これは、所有権売買のような売買とは異なるのでしょうか。
事務局	232号の地上権設定は売買とは異なり、土地を貸して、その上に太陽光発電施設を建てていいというものです。
3番	235号で自己用住宅が500㎡を超えています、残った残地の面積や形状が悪ければ考慮されるというような理由があるのでしょうか。
事務局	理由としては、自己用住宅の本体の敷地については500㎡以内に収まっているので、住宅への進入の部分で超えているものについては認められるものです。
議長	(質疑終了)
(議案第3号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
9番	議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。
	受付番号240号は、平成4年3月2日付け指令行農第5-560号で既に自己用住宅敷として許可が出ている土地になります。しかし、当時許可を受けた譲受人が諸事情から計画を中止することになりました。そこで第三者である今回の譲受人が、当初の用途を継承するため、申請をするものです。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	受付番号240号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。申請地は(詳細に説明)です。なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。当初の事業計画では、土地所有者の妹である氏が親の介護等を考え、市外からの移住を考え申請したものでありますが、経済的理由や家族の問題から断念したものです。今回の承継者の理由としては、現在市内の賃貸住宅に居住しており、結婚を機に家族が増えることを考えると、現在の住まいは手狭である

	<p>ので、専用住宅の建設を考えたものです。申請地は静かで環境もよく住むには最適地と考えており、実家も近く、将来、親の介護や子育てにも有用であると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法5条の規定による許可の取消しについてでございますが、こちらは、過去に農地法の許可を受けたものの、諸事情から取消しを行うものです。1件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の自己用の転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>長屋住宅敷1件、駐車場敷1件でございました。</p> <p>報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>住宅敷9件、長屋住宅敷1件、共同住宅敷地2件、駐車場敷1件でございました。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。5件でございました。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました6月分でございます。</p> <p>5条が7件ございました。</p> <p>報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。</p> <p>はじめに、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールについてでございます。こちらは、毎年7月～8月に実施しておりますが、今年は余裕をもって7月～9月で計画しています。</p> <p>農業委員会の業務の中には、遊休農地の発生防止や解消が必須の業務となっております。農地法では、農地利用状況調査(農地パトロール)として、年に1回、強化月間として、過去の遊休農地が、その後、どのような状況になっているかなど、現在の農地利用の状況の確認・調査を行うものとなっております。</p> <p>お手元に、昨年までの農地利用状況の現状を地図に落とした資料をお配りいたしました地図をみて頂きますとオレンジ色に塗られた箇所</p>

	がありますが、ここが昨年度までに耕作放棄地となっていた農地の場所です。皆様におかれましては、はじめに、この場所が現在、どのような状況か、例えば、畑として使用され、耕作放棄地が解消されているとか、あるいは以前と同様に草が生えたままなのか、など確認をお願いします。また、その確認作業をするとともに、その周辺の地域について、新たに耕作放棄地が発生していないかを確認し、再来月9月25日の定例会でご提出をお願いいたします。
	そしてみなさんの農地パトロール調査日等の記録をもれなく活動記録簿に記入もお願いします。詳しくは、耕作放棄地調査要領及び地図の記入例をご覧くださいと思います。
	調査にあたっては、熱中症に気をつけてください。「頑張りすぎ」は危険です。こまめな水分補給等と休憩をお願いします。そして交通事故等に気をつけてください。調査表や地図に集中しすぎると危険です。周囲の状況への注意をお願いします。
	定例会終了後、各担当地区の農業委員、推進委員の皆様でお集まりいただき、調査していただく区域を決めていただければと思います。よろしくをお願いします。
	次に、お手元にある「令和7年度 農地利用最適化活動活性化研修会」をご覧ください。埼玉県農業会議主催の研修会が、来月8月21日に文化ホールで行われます。出席は任意ですが、事前に出席の意向を確認したいと思います。現時点で、欠席希望の方はいらっしゃいますか。出席希望の方は、当日、筆記用具を持参の上、13時00分に文化ホールの入口付近に集合をお願いいたします。入口付近で事務局の者がお待ちしております。集合完了した後で事務局で一括で受付を行いますので、よろしくをお願いします。
	今月の相談会の担当委員は、漆原委員、奈良原推進委員となります。日程は7月31日木曜日の午後1時30分となっております。当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。来月8月の定例農業委員会の日程でございますが、8月25日月曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 7年 7月 25日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____